

事業所評価加算基準適合事業所一覧 (介護予防訪問リハビリテーション)

都道府県: 沖縄県

令和4年度の事業所評価加算の算定基準に適合した事業所は下記のとおりでしたので、お知らせいたします。※那覇市除く

事業所番号	サービス種類名	サービス事業所名	事業所所在地
4710411341	予防訪問リハ	医療法人タピック沖縄リハビリテーションセンター病院 訪問リハビリテーション室	沖縄市

※事業所評価加算とは？

事業所評価加算は、介護予防訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間(各年1月1日から12月31日までの期間をいう。)内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものである。